

れぞれ異なっているので、注意すること。詳細は、P54～56 のカリキュラム表を参照のこと。

- ※4 シチズンシップ科目の「法と社会参加」、「政治と社会参加」及び「行政と市民生活」、カテゴリ 8 の「法律学特殊講義Ⅰ・Ⅱ」、カテゴリ 13 の「地域研究」及び「政治学特殊講義Ⅰ・Ⅱ」、並びにカテゴリ 15 の「臨床法学演習」および「地域研究演習」については、シラバスにおいて題目・テーマで示されている内容が異なる場合には複数履修することができる。
- ※5 カテゴリ 1 の「キャリア・プランニング」は、必修科目ではないが、1 年次に必ず履修登録しなくてはならない科目である。(ただし、留学生及び社会人については、この限りでない。) また、「キャリア・プランニング」については、原則として 2 年次以降に履修することはできない。
- ※6 カテゴリ 9 の「国際政治入門」、「政治哲学入門」、「比較政治入門」、「地域研究入門」、「比較法入門」、及び「犯罪学入門」については、3 年次以降に履修することはできない。
- ※7 カテゴリ 15 の「基礎演習」については、3 年次以降に履修することはできない。また、担当教員が異なれば、最大 4 単位まで履修することができるが、同一年度で複数履修することはできない。
- ※8 「演習」及び「臨床法学演習」~~及び「地域研究演習」~~は同一年度にそれぞれ 4 単位まで履修することができるが、いずれの演習も合計 8 単位を超えて履修することはできない。
- ※9 全学オープン科目として経済学部で開講されている「憲法」、「民法Ⅰ・Ⅱ」及び「商法Ⅰ・Ⅱ」を、法律専攻の学生は履修することができない。
- ※10 「演習」、「臨床法学演習」、「法教育演習」、「基礎演習」及びその他一部の科目については、1 クラスあたりの履修者数に上限が設定されている。履修希望者数が上限を超えた場合には、抽選または選考による選抜を実施する。
- ※11 教職課程・資格課程を履修する場合には、教職課程・資格課程の科目がその年度の時間割編成上、所定の開講学年では履修できないこと(卒業と同時に取得できない場合)もあるので、注意すること。